

## 第1章 これまでの経緯

- 我が国では、平成10年に自殺者数が急増するまで、自殺問題が行政上の課題とされることは少なく、国全体としての（自殺）対策の方針は策定されてきませんでした。
- 自殺予防活動や遺族支援に取り組む民間団体等から「個人だけでなく社会全体で自殺対策を実施すべきである」といった声が出されるようになり、平成17年、国は自殺対策を総合的に進めるため「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」を取りまとめました。
- 平成18年、超党派による「自殺防止対策を考える議員有志の会」が結成され、「自殺対策基本法案」について検討が進められ、国会での審議を経て、自殺対策基本法（以下「基本法」という）<sup>(注1)</sup>が公布、施行されました。
- 基本法においては、政府の推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を策定することとされており、平成19年6月、自殺総合対策大綱（以下「大綱」という）<sup>(注2)</sup>として閣議決定されました。
- この大綱では、以下のような自殺対策の基本認識を示しています。
  - ＜自殺対策の基本認識＞
    - ・ 自殺は追い込まれた末の死
    - ・ 自殺は防ぐことができる。
    - ・ 自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発している。
- 都は、この基本認識を踏まえ、「生きやすい、生きがいのある東京」を実現するために、都の状況に即した総合的な自殺対策を推進することとしました。
- 自殺には多様かつ複合的な原因及び背景があることから、政策分野や行政・民間等の別に捉われることなく、多様な関係機関・団体、地域が一体となって、対策を推進することが必要です。
- 都は、平成19年1月、庁内の関係局の緊密な連携の下、自殺対策に資する取組を積極的に展開し、自殺のない健康で生きがいを持って暮らすことのできる都民生活の実現を目指すことを目的に、自殺対策推進庁内連絡会議を設置しました。
- また、平成19年7月に保健、医療、福祉、教育、労働などの多様な分野の参加により、行政・民間等が幅広く連携して自殺対策に取り組むため、『自殺総合対策東京会議』を設置しました。

- 平成21年3月には、関係機関・団体の連携・協力を強化し、それぞれの役割を踏まえながら、より効果的かつ総合的に自殺対策への取組を推進することを目的として、東京における自殺総合対策の取組方針（以下「取組方針」という）<sup>(注3)</sup>を策定しました。
- 国は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、平成24年8月に、大綱の見直しを行い、「段階ごと対象ごとの施策を効果的に組み合わせる取組を推進すること」や、具体的施策として、「若年層向けの対策や、自殺未遂者向けの対策を充実すること」などが、対策の基本的考え方に追加されました。
- 都は、平成25年11月、更に効果的な自殺対策を推進するため、国の自殺総合対策大綱の見直し（平成24年8月）と都の自殺の現状を踏まえて、都の取組方針を改正しました。

#### <基本的な考え方>

- ・ 都民だけでなく、都内への通勤者等も含め広く対象として捉える
- ・ 環境整備や社会的要因への対策も含めて取り組む
- ・ 行政、各分野の団体等の連携・協力により進める
- ・ 事前予防（一次予防）、危機対応（二次予防）、事後対応（三次予防）の各段階ごとに対策を進める
- ・ 自殺の実態を踏まえ、効果的に取組を進める

#### <数値目標>

- ・ 平成28年までに、平成17年の自殺死亡率を20%以上減 21.7 → 17.4 以下

#### <対策の方向性>

- ・ 50歳代前半から60歳代前半までの男性の自殺を防ぐ
- ・ 30歳以下の若年層が自殺に追い込まれないようにする
- ・ 高齢者人口が増加していることから、高齢者の自殺を防ぐ
- ・ 自殺未遂者の再企図を防ぐ取組を重点的に行う
- ・ うつ病等の精神疾患が疑われる者を適切に精神科医療につなぐ
- ・ 地域の状況に応じた効果的な対策を推進する

- 基本法の施行から10年の節目に当たる平成28年3月、国は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、基本法を改正し、同年4月に施行しました。

#### <主な改正内容>

- ・ 自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に追加（第2条）
- ・ 自殺予防週間（9月10日から9月16日まで）においては、啓発活動を広く展開するとともに、自殺対策強化月間（3月）には、自殺対策を集中的に展開することを明記（第7条）
- ・ 都道府県及び区市町村に対して、地域自殺対策計画の策定を義務化（第13条第1項及び第2項）

- ・ 国は、都道府県自殺対策計画・区市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・区市町村に対して交付金を交付（第14条）
- 平成29年7月には、この改正や我が国の自殺の実態を踏まえ、大綱の抜本的な見直しを行い、閣議決定されました。

**< 基本認識 >**

- ・ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死
- ・ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ・ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進

**< 基本方針 >**

- ・ 生きることの包括的な支援として推進
- ・ 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ・ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動
- ・ 実践と啓発を両輪として推進
- ・ 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連動・協働を推進

---

**注1 自殺対策基本法**

自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として制定された法律。法制化に向けて全国で署名活動が行われた。平成18年6月21日に公布、同年10月28日に施行。施行から10年の節目に当たる平成28年3月に改正、同年4月1日に施行された。

**注2 自殺総合対策大綱**

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成19年6月に初めての大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて抜本的な見直しが行われた。大綱はおおむね5年を目途に見直すこととされたため、基本法改正の趣旨等を踏まえ、平成29年7月、新たな大綱が閣議決定された。

**注3 東京における自殺総合対策の基本的な取組方針**

都における自殺の現状や都及び関係機関・団体等の役割、今後の取組の方向性等を示したもの。平成21年3月策定、平成25年11月に改正した。